

市第65号議案

横浜市心身障害者扶養共済制度条例等の一部改正

横浜市心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年12月7日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する
条例

（横浜市心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第1条 横浜市心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年4月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書を次のように改める。

ただし、加入者が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本市の区域外に住所を有することとなったとき。
- (2) この制度の加入の承諾を得た日から同日以後最初の3月31日までの間にあるとき（災害等により市長が特に減免する必要があると認める場合を除く。）。
- (3) 通算して2年以上掛金の額の減免を受けているとき（災害等により市長が特に減免する必要があると認める場合を除く。）。

第13条第1項第1号中「20,000円」を「50,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改め、同条第2項第1号中「

20,000円」を「50,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改める。

第13条の2第2項第1号中「30,000円」を「75,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改め、同条第3項第1号中「30,000円」を「75,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改め、同条第4項第1号中「30,000円」を「75,000円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「125,000円」に改め、同項第3号中「100,000円」を「250,000円」に改める。

別表第2中

3,500円	を	9,300円	に改める。
4,500円		11,400円	
6,000円		14,300円	
7,400円		17,300円	
8,900円		18,800円	
10,800円		20,700円	
13,300円		23,300円	

(横浜市心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 横浜市心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例(平成7年9月横浜市条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項を削る。

附則第3項中「施行日の前日において旧条例」を「この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の横浜市心身障害者扶養共済制度条例（以下「旧条例」という。）」に、「新条例第5条の3第2項」を「第1条の規定による改正後の横浜市心身障害者扶養共済制度条例（以下「新条例」という。）第5条の3第2項」に改め、同項ただし書を削り、同項を附則第2項とし、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とする。

附則別表第1及び附則別表第2を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（特例措置等）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに第1条の規定による改正前の横浜市心身障害者扶養共済制度条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定により加入の承諾を得た者及び同日において他の地方公共団体の設ける共済制度（独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第12条第2項に定める共済制度をいう。以下同じ。）に加入していた者であって施行日以後に第1条の規定による改正後の横浜市心身障害者扶養共済制度条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定により加入の承諾を得たもの（以下「現加入者」という。

)のうち、次の各号に定める者に対する新条例第6条第1項及び第3項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 昭和54年10月1日以後に加入の承諾を得た者でその加入時の年齢が45歳以上であったもの及び昭和61年4月1日以後に加入の承諾を得た者でその加入時の年齢が45歳未満であったものについては、新条例第6条第1項中「別表第2」とあるのは、「横浜市心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）附則別表第1」とする。

(2) 前号に掲げる者以外の者については、新条例第6条第1項中「加入時の年齢に応じ、別表第2」とあるのは「昭和61年4月1日における年齢に応じ、横浜市心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）附則別表第2」と、同条第3項中「20年」とあるのは「25年」とする。

3 施行日の前日までに旧条例第5条の3第1項の規定により口数の追加の承諾を得た者（第2条の規定による改正後の横浜市心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例（平成7年9月横浜市条例第54号）附則第2項の規定により口数の追加の承諾を得た者とみなされた者を含む。）及び同日までに他の地方公共団体の設ける共済制度において口数の追加の承諾を得た者（同条例附則第3項に規定する者を含む。）であって施行日以後に新条例第5条の3第1項の規定により口数の追加の承諾を得たもの（以下「現口数追加加入者」という。）に対する新条例第6条第4項の規定の適用については、同項中「別表第2」とあるのは、「横

浜市心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）附則別表第 1」とする。

- 4 現加入者に対する掛金の減免及び現口数追加加入者に対する加算掛金の減免については、新条例第 7 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 現加入者及び現口数追加加入者に対する新条例第 13 条第 1 項各号及び第 2 項各号の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号中「50,000 円」とあるのは「30,000 円」と、同条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号中「125,000 円」とあるのは「75,000 円」と、同条第 1 項第 3 号及び第 2 項第 3 号中「250,000 円」とあるのは「150,000 円」とする。
- 6 現加入者及び現口数追加加入者に対する新条例第 13 条の 2 第 2 項各号、第 3 項各号及び第 4 項各号の規定の適用については、同条第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号及び第 4 項第 1 号中「75,000 円」とあるのは「45,000 円」と、同条第 2 項第 2 号、第 3 項第 2 号及び第 4 項第 2 号中「125,000 円」とあるのは「75,000 円」と、同条第 2 項第 3 号、第 3 項第 3 号及び第 4 項第 3 号中「250,000 円」とあるのは「150,000 円」とする。
- 7 新条例第 13 条及び第 13 条の 2 の規定は、施行日以後の年金受給予定者（この制度により年金が支給されることとなる者をいう。以下同じ。）の死亡に係る弔慰金又は脱退若しくは口数の減少の申出に係る脱退一時金について適用し、施行日前の年金受給予定者の死亡に係る弔慰金又は脱退若しくは口数の減少の申出に係る脱退一時金については、なお従前の例による。

附則別表第 1（附則第 2 項第 1 号及び第 3 項）

加入者となったとき、口数追加加入者となったとき、特約付加入者となったとき、又は口数追加付加入者となったときの年齢区分	掛金月額又は加算掛金月額
35歳未満	5,600円
35歳以上40歳未満	6,900円
40歳以上45歳未満	8,700円
45歳以上50歳未満	10,600円
50歳以上55歳未満	11,600円
55歳以上60歳未満	12,800円
60歳以上65歳未満	14,500円

(備考)

- 「特約付加入者」又は「口数追加付加入者」とは、それぞれ横浜市心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例（平成7年9月横浜市条例第54号）第1条の規定による改正前の横浜市心身障害者扶養共済制度条例第6条第4項に規定する特約付加入者又は口数追加付加入者をいう。
- 掛金月額又は加算掛金月額は、年金受給予定者1人当たりの額とする。

附則別表第2（附則第2項第2号）

昭和61年4月1日における年齢区分	掛 金 月 額
35歳未満	5,600円
35歳以上40歳未満	6,900円

40歳以上45歳未満	8,700円
45歳以上	10,600円

(備考)

掛金月額は、年金受給予定者1人当たりの額とする。

提 案 理 由

独立行政法人福祉医療機構法に規定する保険約款において、掛金、弔慰金及び脱退一時金の額の変更がなされたため、並びに掛金の額の減免制度の見直しを行うため、横浜市心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正したいので提案する。